

温暖化防止いわて県民会議 会則

(名 称)

第1条 この会議は、温暖化防止いわて県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目 的)

第2条 県民会議は、自然豊かな環境を守り、県民の生活基盤に影響を及ぼす極めて深刻な環境問題である地球温暖化の防止を図るため、構成団体相互の連携や協働により、温室効果ガスを可能な限り排出しない生活様式や事業活動への転換、気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた取組を促進することを目的とする。

(活 動)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス排出量の削減や気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた構成団体の特性に応じた取組の推進
- (2) 温室効果ガス排出量の削減や気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた取組に関する情報共有や相互に連携した取組
- (3) その他県民会議の目的を達成するために必要な取組

(組 織)

第4条 県民会議は、第2条の目的及び前条の活動に賛同する別表に掲げる機関・団体及び学識経験者を持って構成する。

- 2 県民会議の構成団体等は、必要に応じて追加、変更することができる。
- 3 県民会議の会議は、総会及び次に掲げる各部会とする。
 - (1) 事業者部会
 - (2) 家庭部会
- 4 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

(役 員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
- 2 会長は、総会において選任する。
 - 3 副会長は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、部会長を兼務する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたことにより就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(総会)

第8条 総会は、会長が必要に応じて招集し、県民会議が実施する活動について協議する。

2 総会においては、会長が議長となる。

3 会長は、必要に応じて、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 県民会議の庶務は、岩手県環境生活部環境生活企画室において処理する。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成21年 6月22日から施行する。

附則

この会則は、平成23年 2月16日から施行する。

附則

この会則は、令和元年 6月18日から施行する。

附則

この会則は、令和5年 6月 5日から施行する。

附則

この会則は、令和6年 6月 3日から施行する。